



## 卒業後の進路に向けての手続きの準備を!



特に3年生は、面談にて今後の進路について確認がされたと思います。これ以降、卒業後の進路手続きが始まり、一つ一つの手続きを確実に行っていかなくてはならない重要な時期となります。

1、2年生も3年生になった際、「一般就労」「福祉就労」がどのように進路決定が進んでいくのか流れを説明したいと思います。

### 「一般就労を希望する場合」の流れ

#### 1 【9月の実習やそれ以降に、相手企業様より口答で就職の内諾をもらえた場合】

- ①学校指定の求人票を企業様より出してもらう。
- ②その求人票を本人、保護者に見てもらい内容の確認と応募の意思を確認します。
- ③応募の意思が確認できたら書類を整えて応募します。
- ④企業様が書類を確認し、面接などの選考が始まります。

(日時、選考方法、参加者等は学校から保護者に連絡します)

- ⑤選考に通ると内定通知書が学校と本人宛に届きます。その後の入社手続きは、学校を通して案内される場合と、直接本人に案内が来る場合とがあります。ご家庭に案内が届いたときに不明な点などがありましたら学校に連絡してください。
- ⑥一般就労する生徒は、卒業後の就労(4月1日の入社が多いです)に向けて、2月14日～2月18日に就業前研修を行います。内容は、就業体験実習と同じですが、実施しない企業様もあります。

※普通の求人票は6月1日以降に出されるものですが、障害者雇用の場合は9月の実習終了後に、見極めてもらってから求人票を出してもらう場合が多いです。そのような流れのため、通常よりかなり遅れてでる場合が多くあります。保護者としては、求人票が早く出してもらえるに越したことはありませんが、なかなかそのように行かないのが現状となります。

#### 2 【実習先から内諾がもらえなかった場合】

- ①学校としては卒業までに、「期間外実習」や「追加実習」を行い、諦めずに挑戦するという方針で取り組んでいます。内諾がもらえた場合、上記の1①～⑥の流れになります。
- ②しかし、それでもお世話になれる会社が見つからないこともあります。その際は、施設の利用申請(就労移行)をすることを勧めています。

※福祉サービス事業所等の施設に行くと、就職と遠ざかってしまうと思いがちですが「就労移行」というサービスでは2年以内の就職を目指して訓練や実習をしてくれます。前高特の一般就労した卒業生の中には福祉サービス事業所の「就労移行」のサービスを経て就職した方が多くいます。また就労継続A型、B型であっても希望に応じて就職活動をするところもあります。

## 「福祉就労を希望する場合」の流れ

1 例年、11月10日までに、お住まいの市町村福祉課に施設の利用申請を行います。

### ◆申請手順◆

- 学校で配付された書類に、必要事項を書き込み、第1希望から第3希望の記入とサービス名を指定します。また、裏面をよく読み、生徒本人が同意書の欄に署名をする。
- 保護者が市町村福祉課に事前に予約を入れ、指定日に書類を持って窓口へ訪問し手続きを行う。

2 12月中頃から下旬に、市町村より希望した施設の利用が可能かどうか連絡が入ります。

3 希望どおりであれば、決定施設の利用申請と同時に「相談支援事業所」も決め、サービス利用計画を立ててもらふことになります。

※書類は各市町村窓口にはありません。学校で配付されたものが正式書類となります。無くしてしまった場合は担任に申し出ていただければと思います。

※利用申請を早く出したからといって優先順位が上がることはありません。11月10日までの申請が、第一優先となり施設の振り分けが行われます。11月11日以降の申請は、その後ということになりますので、希望が通らないこともあります。(11月10日までに出示しても、第1希望に絶対になるとは限らないことご理解ください。)

※第三希望まで記入ができますが、基本的には実習を行った施設、あるいは最低でも見学をしたことのある施設をご記入ください。

